

平成 28 年 5 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

トヨタ自動車販売店協会

「収益認識に関する包括的な会計基準の開発」に対する意見について

今般、貴委員会から平成 28 年 2 月 4 日に公表されました「収益認識に関する包括的な会計基準の開発」について下記のように意見を取りまとめましたので、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問 3【論点 10】一時点で充足される履行義務（ステップ 5）

日本基準では、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現したものに限る。」（企業会計原則第二 三 B）とされている。また、割賦販売について、販売基準に代えて割賦基準（回収基準・回収期限到来基準）の採用も認められている。

一方、IFRS 第 15 号では、

- ①「企業は、約束した財又はサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）、収益を認識する（第 31 項）。」
- ②「履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではないと判定された場合に、当該履行義務は一時点で充足されるものとして扱われる（第 32 項）。」

と規定されている。

ここで IFRS 第 15 号の基準本文（適用指針を含む。）の内容のすべてを、我が国の収益認識に関する包括的な会計基準として導入した場合、割賦販売は上記②に該当し、日本基準とは異なり、販売時点ですべての収益が認識され、割賦基準（回収基準・回収期限到来基準）による収益認識が認められなくなる可能性がある。

しかしながら、そもそも日本基準が割賦販売において割賦基準（回収基準・回収期限到来基準）の採用を認めたのは、「割賦販売は通常の販売と異なりその代金回収の期間が長期にわたり、かつ分割払いであることから代金回収上の危険率が高いので、貸倒引当金及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について特別の配慮を要するが、その算定に当っては、不確実性と煩雑さを伴う場合が多い。したがって収益認識を慎重に行うため、販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもって売上収

益実現の日とすることも認められる。」と企業会計原則注解 注 6(4)にも規定されている通り、割賦販売と通常の販売取引との取引の性質の違いに着目し、その相違点を会計処理に反映させることにより、企業の財政状態及び経営成績をより適切に表示させるためである。

また、IFRS における収益認識は

- ① 物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値を企業が買い手に移転したこと
- ② 販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も有効な支配も企業が保持していないこと
- ③ 収益の額を信頼性をもって測定ができること
- ④ その取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- ⑤ その取引に関連して発生したまたは発生する原価を、信頼性をもって測定できると

以上のような条件がすべて満たされたときに認識されることとされていたが、IFRS 第 15 号においてもこのような収益認識の基本的な考え方に変更はなく、日本基準よりも IFRS の方が認識した収益が取り消される可能性がより低くなる時点で収益が認識され、収益認識は日本基準よりも保守的ないし慎重に行うこととされている。この点からも、通常の販売取引と割賦販売取引の性質の違いに鑑みれば割賦基準による収益認識を認めることは IFRS 第 15 号の考え方に妥当するものである。

さらに仮に販売時点ですべての収益が認識されるとされた場合には、業務を見直す必要性が生じ、システム改修や関連企業との折衝、各プロセスの見直し等、実務に与える影響は重大かつ広範にわたり、大きな混乱を及ぼすことが懸念される。

以上より、我が国の収益認識に関する包括的な会計基準を開発するにあたっては、割賦販売においては引き続き割賦基準にて収益認識が行うことができるよう要望するものである。

以上